

大田原市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務のうち、次表右欄に掲げる事務について、それぞれ同表左欄に掲げる課、機関、及び施設に属する出納員（大田原市物品管理規則（平成20年規則第7号）第7条に規定する物品出納員をいう。以下同じ。）に委任させたので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務のうちその一部を出納員に委任した告示（令和5年告示第64号）は、廃止する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

設置箇所		被委任者	委任事務
総合政策部	政策推進課	課に属する 物品出納員	当該箇所の所管に属する物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に係る事務
	情報政策課		
	危機管理課		
経営管理部	総務課		
	財政課		
	税務課		
保健福祉部	健康政策課	課及び施設 に属する物 品出納員	
	福祉課		
	子ども幸福課		
	保育課		
	しんとみ保育園		
	すさぎ保育園		
	高齢者幸福課		
市民生活部	国保年金課	課又は支所 及び出張所 に属する物 品出納員	
	市民課		
	生活環境課		
	湯津上支所総合窓口 課		
	黒羽支所総合窓口課		

産業文化部	農政課		
	農林整備課		
	商工観光課		
	文化振興課		
建設部	道路課		
	都市計画課		
	建築住宅課		
水道局	上下水道課		
会計課		課又は事務局に属する物品出納員	
議会事務局	議事課		
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			
農業委員会事務局			
教育部	教育総務課	課又は施設及び館に属する物品出納員	
	学校教育課		
	生涯学習課		
	大田原東地区公民館		
	大田原西地区公民館		
	金田北地区公民館		
	金田南地区公民館		
	親園地区公民館		
	野崎地区公民館		
	佐久山地区公民館		
	湯津上地区公民館		
	黒羽川西地区公民館		
	スポーツ振興課		